独立役員届出書

1. 基本情報

会社名		株式会社ファイ	コード	5994					
提出日		2025/11/5	異動(予定)日		2025/9/20				
独立役員届出書の 提出理由 1名辞任があったため									
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)									

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号		社外取締役/ 社外監査役	独立役員					役	と員の属	性(※	2 · 3)					- 異動内容	本人の 同意
			<u> </u>	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	-	該当なし		
1	鈴木 康也	社外取締役	0													0		有
2	加藤 豊	社外取締役							0									
3	飯田寿	社外監査役	0										0					有
4	加藤 克彦	社外監査役	0													0		有
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

<u> </u>	<u> </u>								
番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)							
1	_	鈴木康也氏は、公認会計士・税理士であります。大手会計事務所及び自らの会計事務所で培った豊富な経験と幅広い見識を有し、他社における経営コンサルタントとして経営に携わっております。独立した客観的な立場から経営の透明性の確保及び監督機能の強化を期待しております。また、同氏と当社との間には特別の利害関係はなく、十分な独立性が確保されているものと考えております。							
2	_								
	飯田寿氏が業務執行をされている会社は、当社への出資はなく、当社と同氏の間に人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係がないものと判断しております。以上のことから、独立性を有するものと考え、社外監査役として選任しております。	飯田寿氏は、自動車関連において高い見識と豊富な経験を持ち、当社の事業展開について客観的で的確な監査を行うことが可能と判断しております。							
4	_	加藤克彦氏は、公認会計士・税理士としての知見・経験が豊富であり、その専門的見地を当社のコーポレートガバナンスの充実に寄与していただくことを期待しております。また、同氏と当社との間には特別の利害関係はなく、十分な独立性が確保されているものと考えております。							
5									

<u>4. 補足説明</u>

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
 - a. 上場会社又はその子会社の業務執行者 b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
 - C. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - C. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行即 d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 1. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - | 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- \times 3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 \bigcirc 」、「過去」に該当している場合は「 \triangle 」を表示してください。 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 \bigcirc 」、「過去」に該当している場合は「 \triangle 」を表示してください。
- 近税有が各項目に「現任・販班」において該当している場合は「●」、「週去」「 ※4 a~ | のいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- ※6 独立役員の居住建田を記載していたとい。 ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に 違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。